

砥部町
成年後見制度利用促進基本計画
(令和3年度～令和8年度)



四国
えひめ
砥部
TOBE

令和3年3月
砥部町

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	2

第2章 現状と課題

第1節	人口の推移と高齢者・障がい者の現状	3
第2節	成年後見制度の利用状況	5
第3節	成年後見制度等の担い手	5
第4節	町長申立て	6
第5節	成年後見制度利用の助成	6

第3章 町基本計画の基本的理念・基本施策

第1節	計画の基本的理念・基本施策の考え方	7
-----	-------------------	---

第4章 実現に向けた具体的な取り組み

第1節	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	11
第2節	成年後見制度の広報・啓発活動の強化	12

第5章 計画の推進に向けて

資料編

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と意義

国は、成年後見制度が他の社会制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障がい者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）および成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）を策定しました。

成年後見制度利用促進基本計画においては、県や市町村に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備などに努めることが明示されたことから、砥部町（以下、本町という）においても、生活に密接する重要な成年後見制度についての施策を進めるため、積極的に取り組むものです。

成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなど、判断能力が不十分な方の権利を擁護し、支援するための制度です。この制度は判断能力が不十分な人が利用する『法定後見制度』と、判断能力があるうちにあらかじめ将来のことを決めておく『任意後見制度』の2種類があります。

法定後見制度

法定後見制度は、すでに判断能力が不十分な人を、家庭裁判所に審判の申し立てを行うことにより、家庭裁判所が選んだ成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）が支援する制度です。判断能力に応じて以下の3つの類型があります。

類型	補 助	保 佐	後 見
対象	判断能力が 不十分な人	判断能力が 著しく不十分な人	判断能力が 欠けているのが通常の状態

任意後見制度

将来判断能力が不十分となった場合に備えて、公正証書により任意後見人を決め、支援して欲しい内容をあらかじめ決めておく制度です。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の根拠

本町が策定する成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進に関する法律第14条の市町村の講ずる措置となる基本的な計画です。また、閣議決定された政府の成年後見制度利用促進基本計画に基づくものです。

2 計画の対象

砥部町成年後見制度利用促進基本計画（以下、本計画という）は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、さまざまな障害特性や年代の町民を対象とするため、広い視点で計画を策定する必要があります。

3 上位計画などとの整合

本計画は、上位計画に位置づけられる「第2次砥部町総合計画」と調和し、「砥部町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」、「砥部町障害者計画・第6期障害福祉計画」などその他の関連計画との整合性を図ります。

第3節 計画の期間

1 計画の期間について

令和3年度～令和8年度（6年間）

令和5年度に中間見直しを行います。

今後、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、その他の計画等の該当する部分に統合していく予定です。

【今後のスケジュール】

年 度	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)
計 画	高齢者福祉 計画および 第7期介護 保険事業計 画	高齢者福祉計画および第8期介護保 険事業計画			次期計画		
	障害者計画 第5期障害 福祉計画	障害者計画					次期計画
		第 6 期障害福祉計画					
		成年後見制度利用促進基本計画					

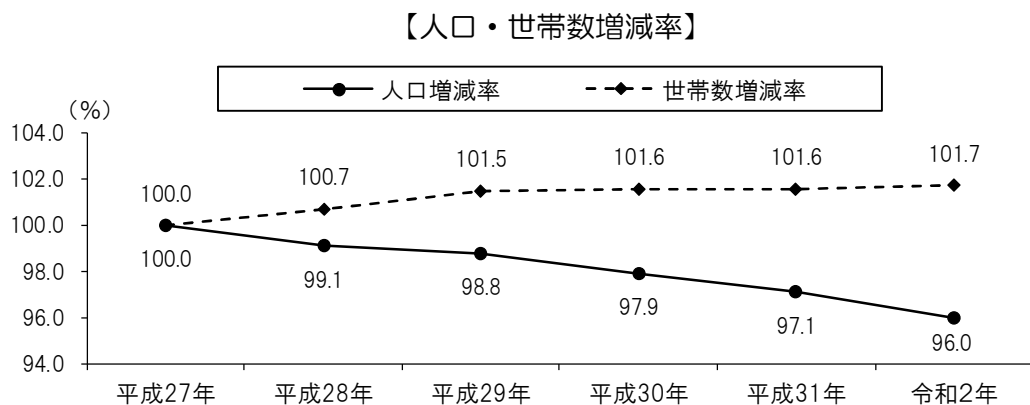
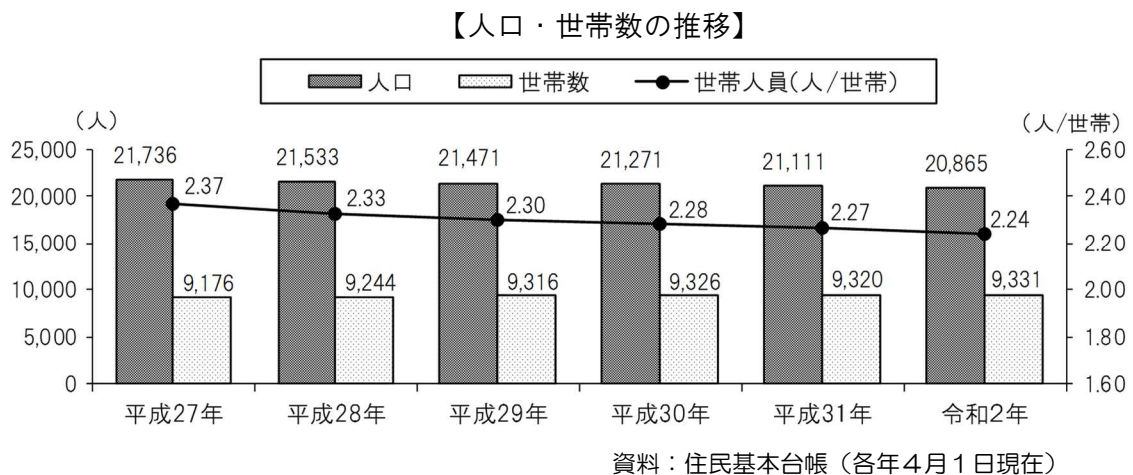
第2章 現状と課題

第1節 人口の推移と高齢者・障がい者の現状

1 高齢者の現状

本町の人口は、緩やかな減少で推移しており、令和2年4月1日現在 20,865 人（平成 27 年を 100.0 とした場合 96.0）となっています。一方、世帯数は横ばいで推移しており、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 27 年の 2.37 人から令和 2 年で 2.24 人と、緩やかに小家族化が進行しています。

人口の推移をみると、65 歳以上の人口は増加傾向にあり、高齢化率は平成 27 年の 28.4%から令和 2 年は 32.9%となっています。



注：増減率は、平成 27 年を 100.0 とした場合の各年の割合を示している。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【高齢者人口に占める認知症高齢者数と割合】

(＊介護保険申請時認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の数)

(砥部町)

(各年 4 月 1 日現在)

年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
高齢者人口	6,175 人	6,356 人	6,546 人	6,674 人	6,802 人	6,874 人
認知症高齢者数	699 人	762 人	789 人	797 人	775 人	812 人
割合	11.3%	12.0%	12.1%	11.9%	11.4%	11.8%

(出典) 町介護福祉課

(愛媛県)

(各年 4 月 1 日現在)

年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
高齢者人口	419,554 人	428,008 人	433,966 人	438,049 人	440,710 人	442,170 人
認知症高齢者数	53,273 人	53,302 人	54,047 人	53,770 人	54,209 人	54,284 人
割合	12.7%	12.5%	12.5%	12.3%	12.3%	12.3%

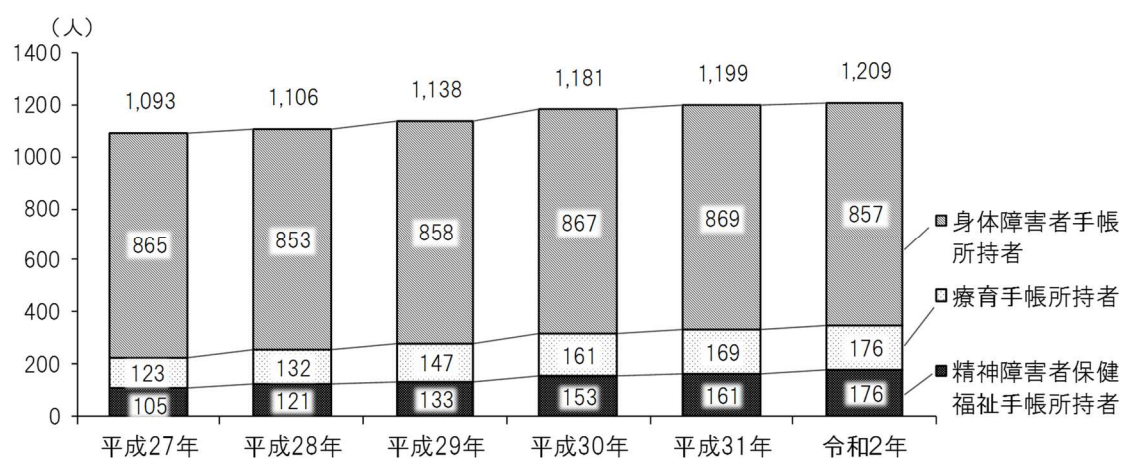
(出典) 愛媛県 長寿介護課

2 障がい者の現状

本町の障害者手帳所持者数は、令和 2 年で 1,209 人と、近年は緩やかな増加で推移しています。

手帳の種類別でみると、令和 2 年では「身体障害者手帳所持者」が 857 人と最も多く、全体の 7 割（70.9%）を占めています。「療育手帳所持者」および「精神障害者保健福祉手帳所持者」は共に 176 人（全体に占める構成比各 14.6%）となっています。平成 27 年からの推移では、「療育手帳所持者」や「精神障害者保健福祉手帳所持者」の増加が目立っています。

【障害者手帳所持者数の推移】



(出典) 町介護福祉課 (各年 4 月 1 日現在)

第2節 成年後見制度利用状況

【成年後見制度の利用者数】

	愛媛県	砥部町
後見	1,618 人	28 人
保佐	355 人	5 人
補助	113 人	1 人
任意後見	19 人	1 人

*平成30年11月15日現在

(出典 成年後見制度実態調査 報告書 愛媛県社会福祉協議会)

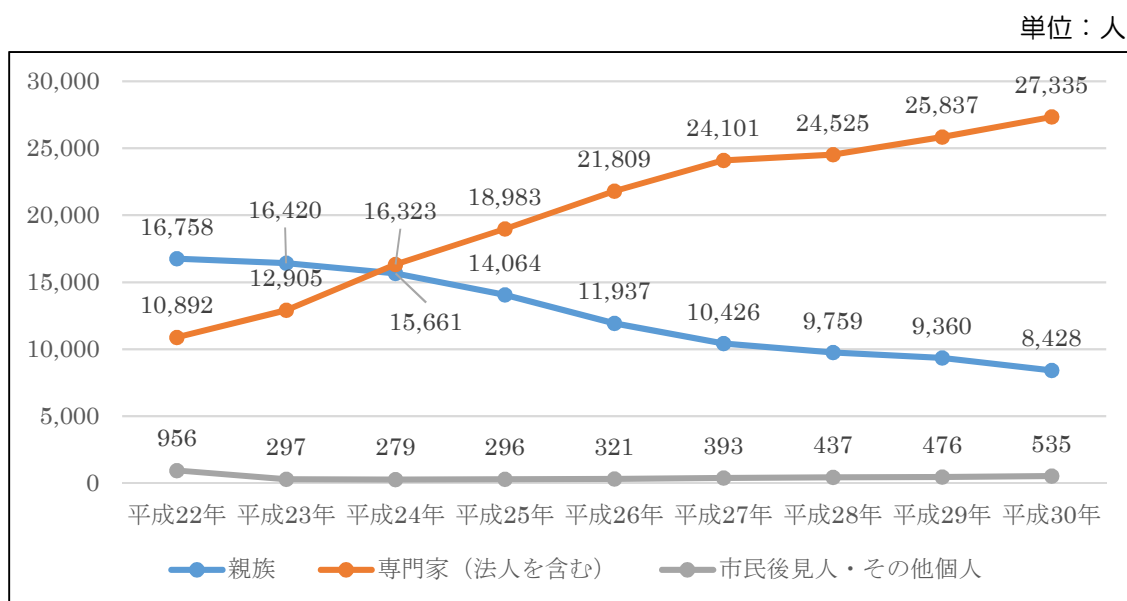
第3節 成年後見制度等の担い手

全国の統計によると、成年後見人等の選任数全体に占める親族後見人の割合は、平成22年は16,758人で59%でしたが、平成30年には8,428人で23%に減少しています。

この背景には、単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、本人の後見人となるべき親族が見当たらないケースが増えているとみられます。

このような状況の下で、近年、後見人の選任数が特に増えているのが専門家（弁護士や司法書士など）で、平成22年に10,892人で全体の38%であったものが、平成24年を境に親族後見人数を逆転し、平成30年には27,335人と75%にまで増加しています。

専門家については、その絶対数が限られており、後見の需要増に対応するには限界があります。また、市民後見人・その他個人が全体に占める割合は、9年間の平均で443人、わずか1%にすぎません。そのため、今後の後見等の需要に対応していくため、地域住民の中から成年後見人等候補者を育成することにより、担い手を確保し、市民後見人の普及と活用を進める必要があります。



(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

第4節 町長申立て

1 町長申立て

町長申立てについて、本町では近年実績としてはほとんどありませんが、相談や問い合わせは毎年数件ある現状です。全国的には法定後見の開始審判の申立てに占める首長申立ての件数が増えており、今後も単身世帯や身寄りのない高齢等の増加などにより、ますます町長申立てに対する需要は増えていくと見込まれます。

町長申立てと相談の推移

	包括支援センターへの成年後見制度の相談件数	年度末申立て件数	内訳	
			高齢者	障がい者
平成28年度	3件	0件	0人	0人
平成29年度	5件	0件	0人	0人
平成30年度	2件	0件	0人	0人
令和元年度 (平成31年度)	6件	0件	0人	0人
令和2年度	4件	1件	0人	1人

(出典) 砥部町介護福祉課

2 福祉サービス利用援助事業

福祉サービス利用援助事業については、町社会福祉協議会において実施しています。成年後見制度申請までは至らないものの、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う事業です。

砥部町社会福祉協議会における福祉サービス利用援助事業利用状況

	認知症高齢者等	知的障がい者等	精神障害者等	合計
平成29年度	1人	2人	2人	5人
平成30年度	1人	2人	1人	4人
令和元年度 (平成31年度)	1人	2人	4人	7人

(出典) 砥部町社会福祉協議会

第5節 成年後見制度利用の助成

本町においては、成年後見制度利用者の助成に関する要綱を定めており、町長申立てにおいて費用を負担することが経済的に困難であるもの（生活保護受給者等）に対して、申立ての費用および成年後見人等の報酬を助成しています。

第3章 町基本計画の基本的理念・基本施策

第1節 計画の基本的理念・基本施策の考え方

1 目標

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の体制整備を行います。

2 基本的な考え方

地域連携ネットワークと中核機関について

(1) 地域連携ネットワークの三つの役割

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財政管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。

イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、地域包括支援センターの窓口等の体制を整備します。

ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態および生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

(2) 地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

ア 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結びつける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・保健・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。

イ 地域における「協議体」等体制づくり

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

このため、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

具体的には、「個別ケース会議」などの既存の会議を活用したり、関係者等で成年後見利用促進連絡会（仮）を開催したりすることにより課題を整理し、解決への糸口が見つかるようチームをバックアップする体制整備を図ります。

（３）地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられます。中核機関は、さまざまなケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

（４）地域連携ネットワークおよび中核機関が担うべき具体的機能等

地域連携ネットワークおよび中核機関については、以下に掲げる広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の４つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、不正防止効果にも配慮します。なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担・調整します。既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、今後、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成を進めていきます。地域連携ネットワークや中核機関の機能については、柔軟に実施、整備を進めていきます。

ア 広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・保健・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を上げることができない人を発見し、支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、町役場の各窓口、企業、医療機関、金融機関、民生児童委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

その際には、成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意します。

イ 相談機能

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。町長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図れる体制）に係る調整を行います。その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮します。

ウ 成年後見制度利用促進機能

（ア）受任者調整（マッチング）等の支援

○親族後見人への支援

後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

○市民後見人の候補者等の支援

今後市民後見人が後見を行うケースがある場合には、市民後見人候補者へのアドバイスや後見人になった後の継続的な支援体制の調整などを行います。

○家庭裁判所との連携

中核機関は後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日ごろから家庭裁判所と連携します。

○受任者調整（マッチング）等

中核機関は、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）および法人後見を行える法人と連携します。また、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。

（イ）担い手の育成・活動の促進

今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくためにも、さまざまな市民の自主活動を通じて地域でともに支え合い、共生していく社会の実現に向けて、支援の担い手としての市民後見人の育成について検討していきます。

（ウ）日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続きや金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有しています。今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に日常生活自立支援事業者の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、中核機関と連携し、成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。

エ 後見人支援機能

中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・保健・医療・地域等の関係者（例えば、ケアマネージャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生児童委員、町担当課など）がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援します。

オ 不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところがあり、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、不正の発生を未然に防ぐ効果があります。このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることにもなります。

また、これまでは、後見人において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がります。

(5) 中核機関の設置・運営形態

ア 設置の区域

中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である町の区域とします。

イ 設置の主体

設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、町の有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携および調整をする必要性などから、町が設置します。

ウ 運営の主体

中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、町による直営および町からの委託により行います。町が委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO 法人、公益法人 等）を町が適切に選定します。

第4章 実現に向けた具体的な取り組み

第1節 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

1 成年後見制度利用促進の中核となる機関の設置・運営

(1) 中核機関の設置

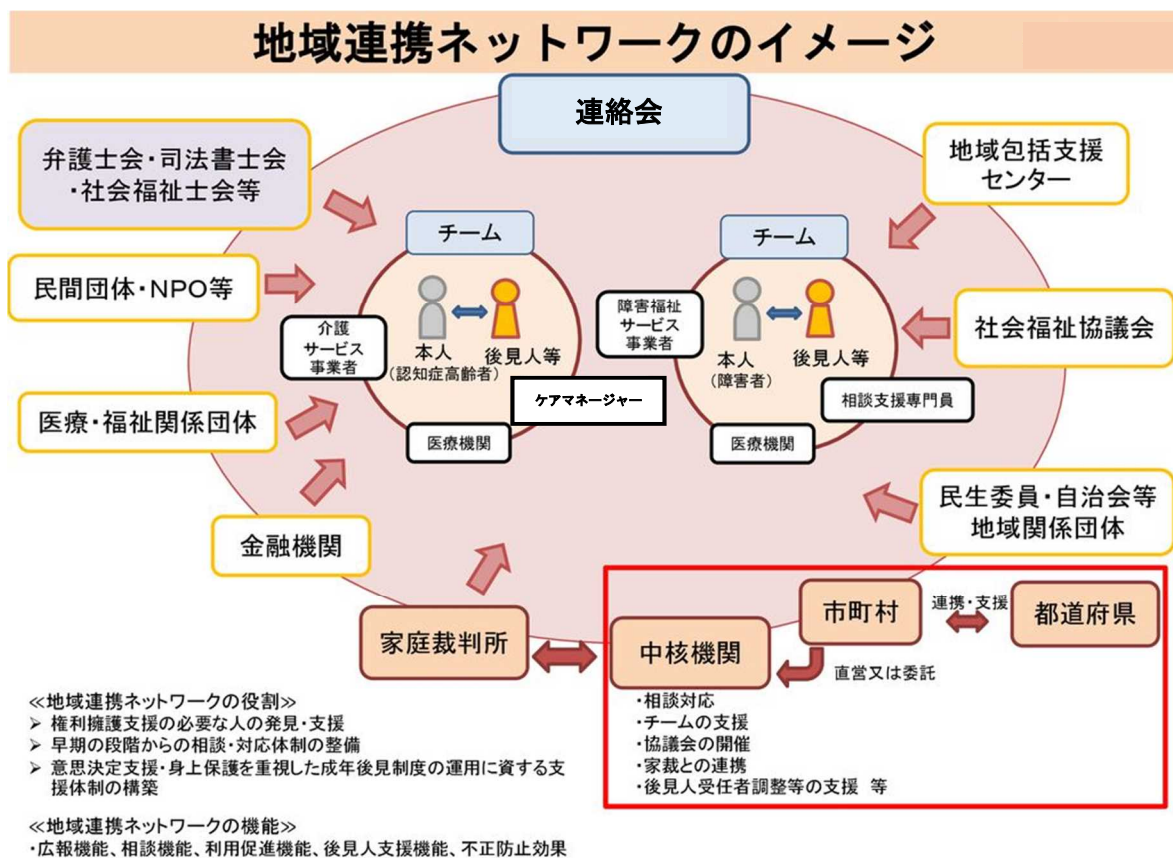
本町においては、直営として介護福祉課を中核機関と位置づけ、業務の中立性・公平性の確保に留意していきます。

(2) 中核機関の運営

中核機関の設置後は、地域連携ネットワークや中核機関が担うべき具体的機能について関係者と協議し、段階的・計画的に整備していくとともに、既存の社会資源を有効に活用しながら役割分担についても検討します。

2 利用者を中心としたチームの形成

権利擁護支援が必要な利用者を中心とし、利用者の身近な親族、ケアマネージャー、相談支援専門員、介護・障がい福祉サービス事業者、医療・保健・福祉・地域の関係者等により「チーム」を形成し、本人の意思を尊重した支援を行います。具体的にはケアマネージャーが開催するサービス担当者会議、障がい者支援の個別支援会議、病院や施設で行われるケース会議等、既存の仕組みを「権利擁護に関するケース会議」として活用し、必要に応じて権利擁護に関わる法律・福祉の専門職団体の協力支援も受けながら利用者の支援方針の検討を行います。また、定期的に成年後見制度利用促進連絡会（仮）を開催し、課題の発見や利用促進に向けた話し合いを行います。



第2節 成年後見制度の広報・啓発活動の強化

1 町民へ向けた広報・啓発活動

(1) 広報活動の推進

これまで実施してきた各関係機関によるパンフレット配布、研修会等の開催に加えイメージアップに繋がるような広報活動を検討し、各種イベントにおける普及啓発活動に取り組むなど広報活動を強化します。

(2) 関係機関における啓発活動

成年後見制度利用促進にかかわる各関係機関と連携し啓発活動を行います。具体的には各種研修会等の機会に成年後見制度の普及活動を実施していきます。

2 関係者へ向けた広報・啓発活動

判断能力が不十分な人に接する機会が多い介護保険サービス関係者、相談支援専門員、民生委員、金融機関職員、町窓口職員等には、早期発見・支援につなげるための役割が期待されています。関係者に制度の理解を深めてもらい、制度の利用が必要と見込まれる人を発見した場合には、相談窓口を紹介するなど相談機関のパイプ役として活躍していただけるように、広報・啓発活動に取り組みます。

成年後見制度の広報・啓発活動の強化に係る指標

指標項目		実績値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
住民アンケートによる制度の名前や内容の理解度	高齢者	31.7%	35%
	障がい者	27.1%	30%

第5章 計画の推進に向けて

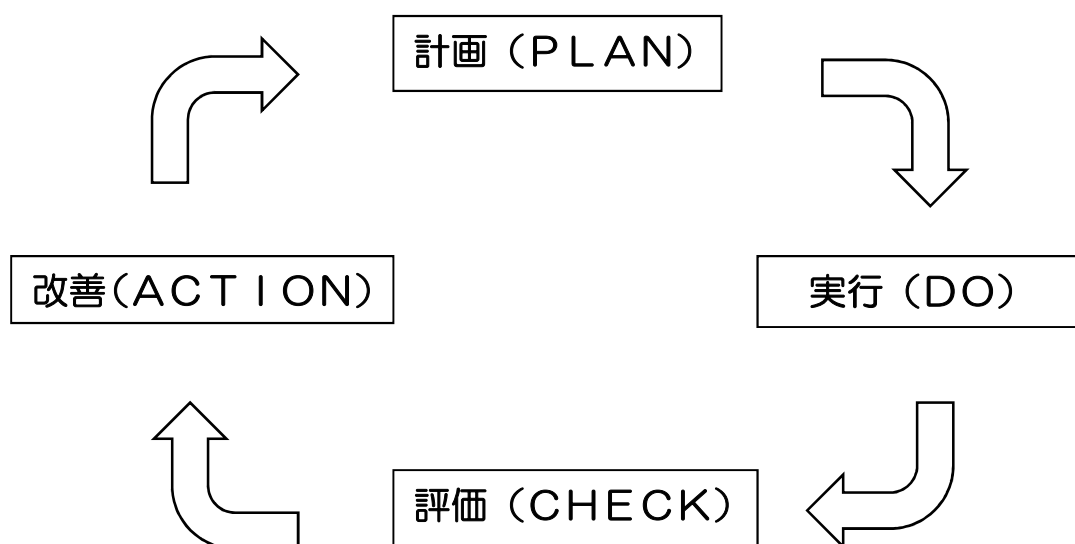
1 計画の推進体制

成年後見制度にかかる関係機関の協力のもと、庁内関係部署が連携して計画を推進していきます。

2 計画の進行管理と評価

本計画に基づく、各施策および事業の進行管理を行うとともに、効果等に関する評価を加えて改善を図ります。いわゆる「PDCAサイクル」は、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されるマネジメント手法で、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACTION）」の順に実施していくプロセスです。

本計画の進行管理と評価を行う上で、計画策定委員会において、計画の確認と評価を行っています。



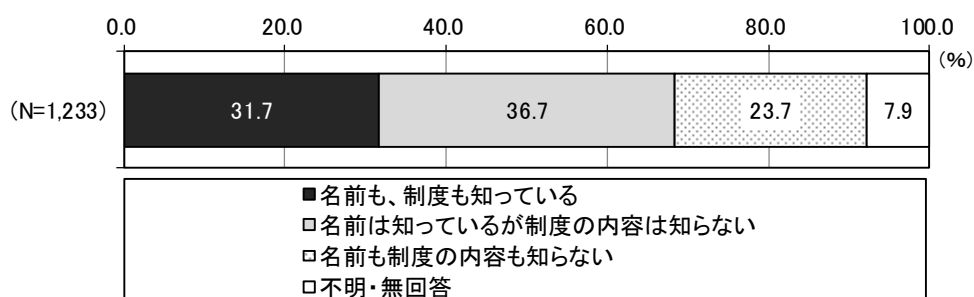
資料編

成年後見制度についての住民アンケート①

(65 歳以上高齢者で 2,000 人から無作為選出し回答のあった 1,343 件が対象)

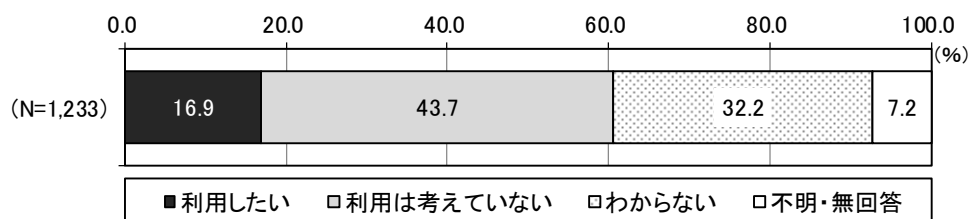
問 このアンケートを受ける前から成年後見制度について知っていますか。

このアンケートを受ける前から成年後見制度について知っているかについてみると、「名前は知っているが制度の内容は知らない」が 36.7%と最も高く、次いで「名前も、制度も知っている」が 31.7%、「名前も制度の内容も知らない」が 23.7%となっています。



問 成年後見制度が必要になった時に利用を考えたいですか。

成年後見制度が必要になった時に利用を考えたいかについてみると、「利用は考えていない」が 43.7%と最も高く、次いで「わからない」が 32.2%、「利用したい」が 16.9%となっています。



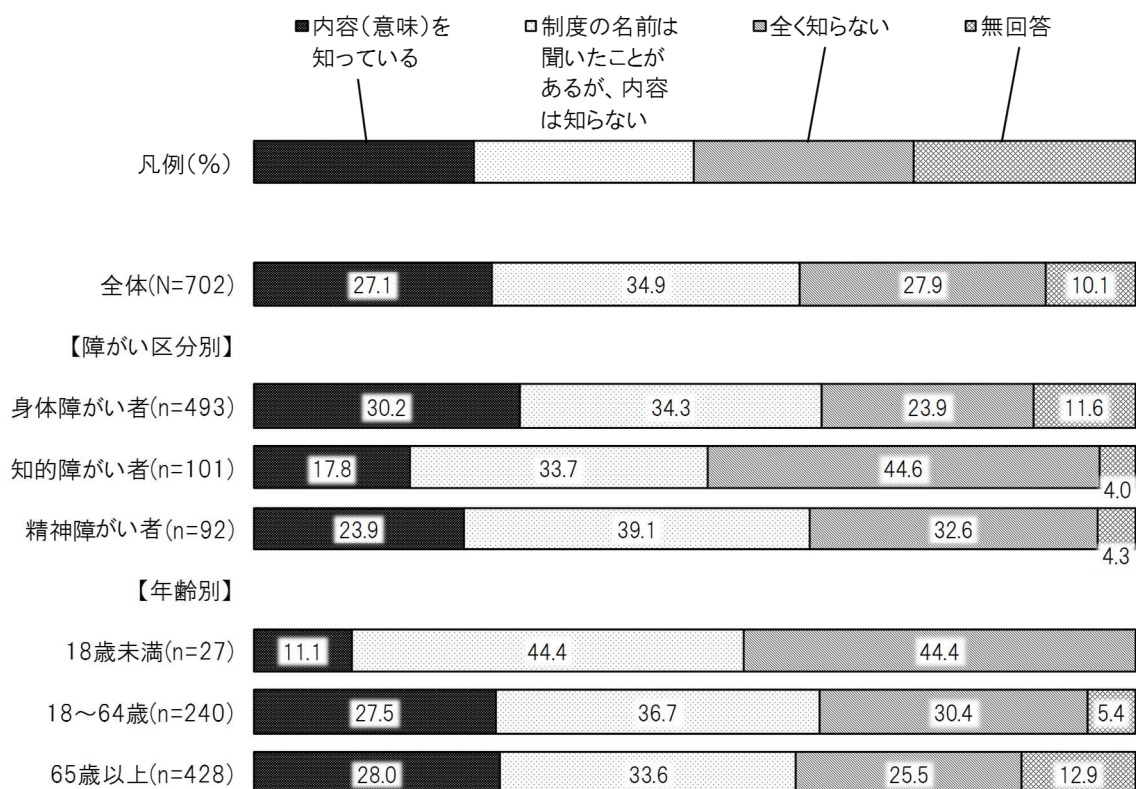
成年後見制度についての住民アンケート②

（町内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳の所持者および福祉サービス利用者、障がい児通所支援受給者に 1,108 件郵送で調査を行い、回答のあった 702 件が対象）

問 あなたは、「成年後見制度」について知っていますか。

成年後見制度の認知状況については、「内容（意味）を知っている」の割合が 27.1%、「制度の名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 34.9%、合計で約 6 割（62.0%）となっている。一方、3 割近く（27.9%）は「全く知らない」と回答している。

障がい区分別では、身体障がい者で「内容（意味）を知っている」、知的障がい者で「全く知らない」の割合がそれぞれ他の障がいに比べて高くなっている。
年齢別では、18 歳未満で「制度の名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」「全く知らない」の割合が他の年齢層に比べて高くなっている。

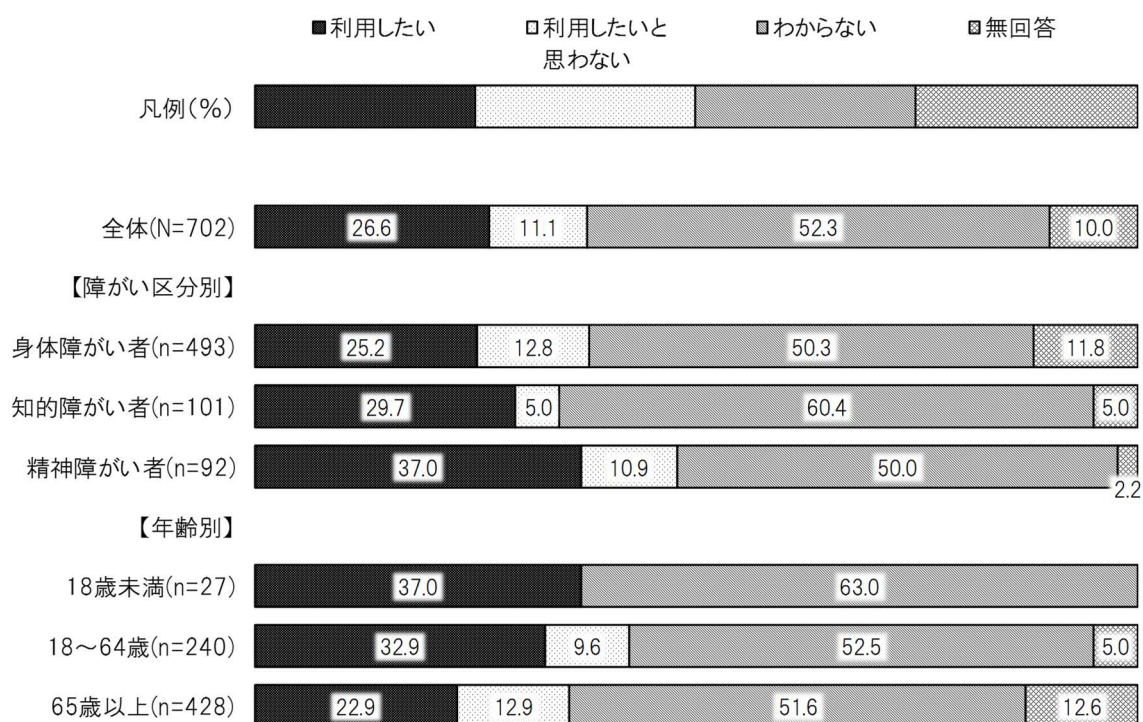


問 あなたは、成年後見制度が必要になったときに利用したいと思いますか。

成年後見制度の利用意向については、「利用したい」の割合が26.6%、「利用したいと思わない」が11.1%、「わからない」が52.3%となっている。

障がい区分別では、知的障がい者で「わからない」、精神障がい者で「利用したい」の割合がそれぞれ他の障がいに比べて高くなっている。

年齢別では、18歳未満で「わからない」の割合が他の年齢層に比べて高くなっている。

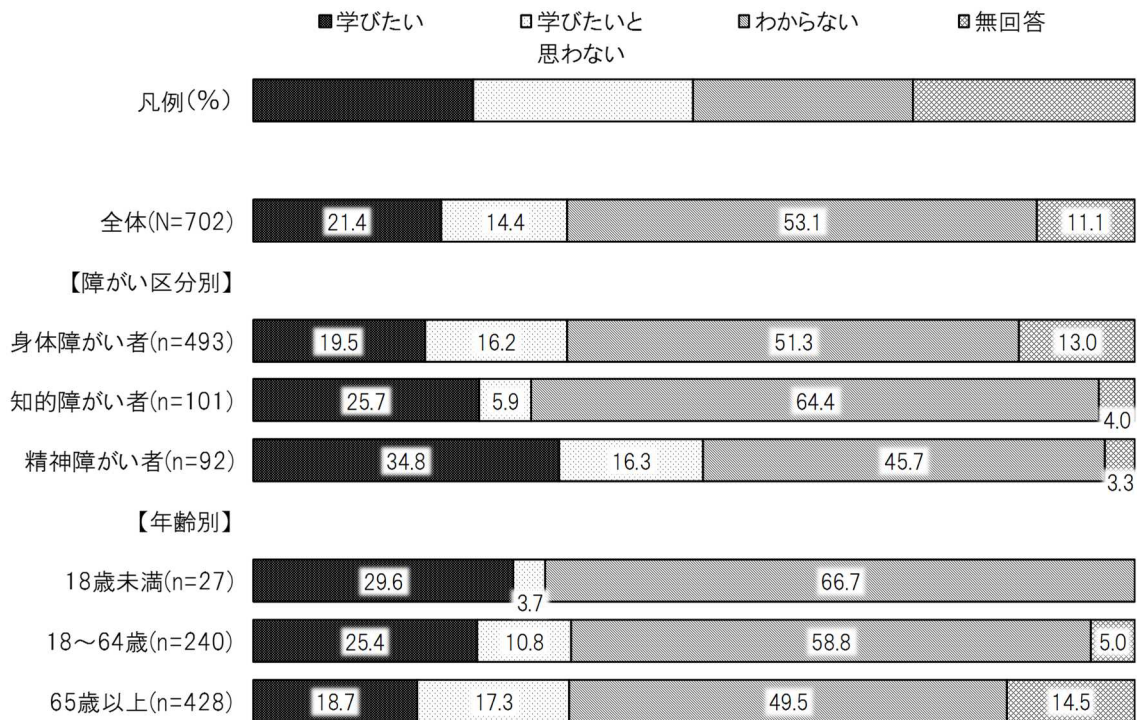


問 あなたは、成年後見制度に関する講義や研修などがあれば学びたいと思いますか。

成年後見制度に関する講義や研修への参加意向については、「学びたい」の割合が21.4%、「学びたいと思わない」が14.4%、「わからない」が53.1%となっている。

障がい区分別では、知的障がい者で「わからない」、精神障がい者で「学びたい」の割合がそれぞれ他の障がいを大きく上回っている。

年齢別では、18歳未満で「わからない」、65歳以上で「学びたいと思わない」の割合がそれぞれ他の年齢層に比べて高くなっている。



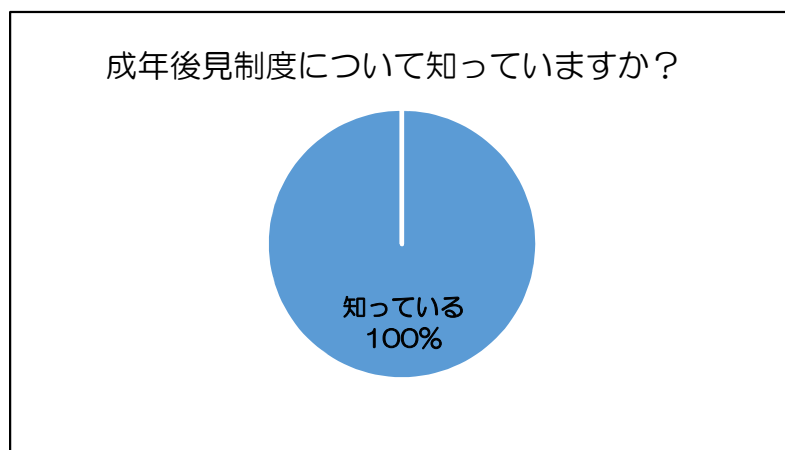
成年後見制度利用促進基本計画にかかるアンケート

送付先 町内居宅介護支援事業所（8 事業所の内）介護支援専門員 18 名
町内指定相談支援事業所（4 事業所の内）計画相談支援員 4 名
アンケート回収 20 件 回収率 90.9%

問 成年後見制度について知っていますか。

知っている	名前は聞いたことがあるが内容は知らない	名前も内容も知らない
20 人	0 人	0 人

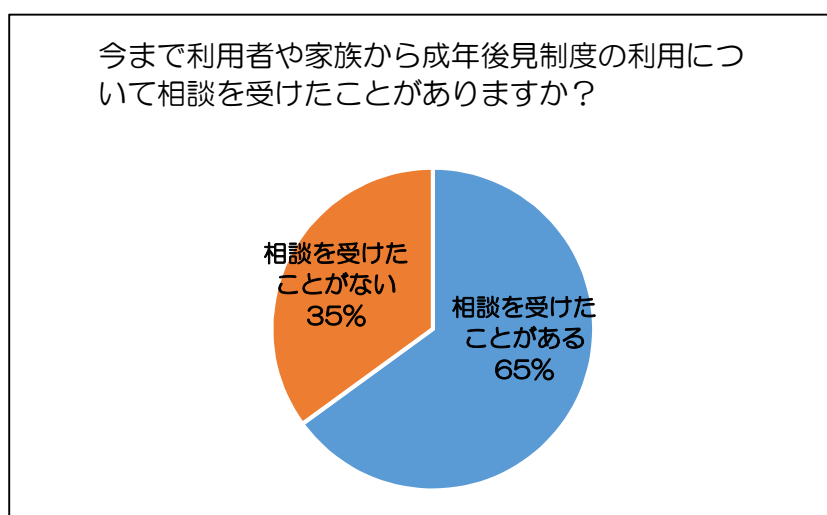
回答のあった 20 人全員が成年後見制度については知っていた。



問 今まで利用者や家族から成年後見制度の利用について相談を受けたことがありますか。

相談を受けたことがある	相談を受けたことがない
13 人	7 人

相談を受けたことがあると答えたのが 13 人で全体の 65%であった。相談を受けたことがないと答えた人が 7 人で全体の 35%であった。



問 相談を受けたことがあると答えた方は具体的にどのような相談を受けましたか。
(自由記述)

- ・ 家族や知人が本人のお金を勝手に使い込んでいることが疑われるケース。
- ・ 制度利用の問い合わせを受けたことがある。
- ・ 制度の申し込み方法の問い合わせ
- ・ 本人で金銭管理ができなくなり生活トラブルが多くなった。
- ・ 精神障がいの為、入居施設でトラブルを起こし、身内も支援を拒否し成年後見制度利用につながた。
- ・ 子どもがいない方の今後の財産について
- ・ 親子関係が悪い方のお金の管理について
- ・ 任意後見制度について
- ・ 浪費癖がある施設入所の相談を受けた。

問 成年後見制度や権利擁護で期待することはありますか。

(自由記述)

- 成年後見や任意後見制度の申請料金が安くなれば
- 市民後見人の育成
- 後見人の担い手が増える。
- 相談しやすい体制になってほしい。
- 利用しやすい体制になってほしい。
- 制度の普及・啓発がさらに必要（わかりやすいリーフレットなど）
- 後見人がいることで本人が亡くなった後の対応が安心。
- 経済的虐待の抑止
- 早く後見人が決まってほしい。
- 本当に困っている方を理解し、行政に対応を早くしてほしい。
- 本人に判断能力に問題がなくても公的に財産の保全や管理をしてもらえる仕組みがあるといい。
- 本人の障がいを理解してくれ、意思をくみ取ることができる後見人が増えること
- 後見人自身の収入の安定

平成 19 年 12 月 28 日

砥部町告示第 135 号

(趣旨)

第1条 この告示は、町内に住所を有する者で、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「対象者」という。）の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、町長が家庭裁判所に対して行う成年後見、保佐又は補助の開始審判（以下「審判」という。）の申立て及び成年後見制度利用の支援について必要な事項を定めるものとする。

(審判申立ての判定基準)

第2条 町長は、次に掲げる事項を総合的に考慮し、審判の申立てを行うかどうか判定するものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力
- (2) 対象者の生活状態、健康状態及び資産状況
- (3) 対象者の配偶者及び2親等以内の親族の存否
- (4) 対象者の配偶者又は4親等以内の親族が審判の申立てを行う意思の有無
- (5) 対象者の福祉を図るために必要な事情

(審判申立ての要請)

第3条 次に掲げる者は、町長に対し審判の申立てを行うよう要請することができる。

- (1) 民生委員
- (2) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護保険施設の職員
- (4) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設の職員
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員
- (6) その他本人の日常生活のために有益な援助をしている者

(審判申立ての手續)

第4条 審判の申立てに係る申立書、添付書類、予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判申立ての費用負担)

第5条 町長は、審判の申立てについて、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判申立てに係る費用（以下「審判申立て費用」という。）を負担する。

(審判申立て費用の求償)

第6条 町長は、前条の規定により負担した審判申立て費用について、対象者本人が負担すべきであると判断したときは、町が負担した審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

(費用の助成)

第7条 町長は、審判の申立てを行った対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該対象者が負担する成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）への報酬の全部又は一部を助成することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者
- (2) 資産、収入等の状況から前号に掲げる者に準じると町長が認める者

2 助成の額は、身上保護、金銭管理等に要する費用部分について必要な経費で、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で定める額とする。

- (1) 在宅の場合 月額 28,000 円

(2) 施設入所の場合 月額 18,000 円

(助成金の交付申請)

第8条 後見人等は、助成を受けようとするときは、後見人等報酬助成申請書(様式第1号)に家庭裁判所が発行する報酬付与の審判の決定通知書の写しを添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、後見人等の報酬助成(決定・却下)通知書(様式第2号)により当該申請の提出を行った後見人等に通知するものとする。

(後見人等の報告義務)

第9条 報酬の助成を受けている後見人等は、その報酬を負担すべき対象者の資産状況及び生活状況に変化があったときは、速やかに後見人等状況変更報告書(様式第3号)により町長に報告しなければならない。

(助成の中止)

第10条 町長は、対象者の資産状況又は生活状況の変化等により、後見人等への報酬の助成理由が消滅したと認めるときは、その助成を中止し、後見人等の報酬助成中止通知書(様式第4号)により、当該後見人等に通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により助成金を受けた者があるときは、その者に対して、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

砥部町成年後見制度利用促進基本計画

発行年月： 令和 3 年 3 月

発 行： 砥部町

編 集： 砥部町 介護福祉課

〒791-2195

愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地

T E L： 089-962-7255

F A X： 089-962-6820
